

入 札 心 得

北九州市上下水道局

北九州市上下水道局が行う「芦屋町公共下水道（污水）包括管理業務委託」は、地方自治法、同法施行令、上下水道局契約規程により準用する北九州市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、入札説明書等及び現場をよく確認してください。
- (2) 設計書等に疑義があるときは、入札説明書記載の期間内に指定された方法で質問を行ってください。

2 入札書の記入

- (1) 入札書は、上下水道局所定の様式を使用してください。
なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので訂正の必要はありません。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 記入に当たっては、ボールペンや万年筆等を使用してください。消えるボールペンや鉛筆で記入された入札は無効とします。

3 入札金額積算内訳書の作成

- (1) 入札金額積算内訳書の様式は自由ですが、個別項目別に作成してください。
- (2) 再度入札の場合は、提出の必要はありません。

4 入札の方法

- (1) 入札は、「入札説明書」に示した日時及び方法で行ってください。
- (2) 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退したことで、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (3) 入札を辞退した者は、所定の「入札辞退届」を契約に関する事務を担当する所管課に持参してください。
- (4) 共同企業体の場合は、共同企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできません。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (3) 入札書類が指定の日時までに到着しないとき。
- (4) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った件名を記載したとき若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (5) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、もしくは2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札に際し、不正の行為があつたとき。
- (8) 予定価格を超える金額で入札したとき。
- (9) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 代理人による入札で委任状が不備のとき。

9 総合評価の方法

本件競争入札は総合評価方式で採点を行うが、総合評価点(以下「評価値」という。)は次の各号の定めに基づき決定する。

- (1) 入札価格に対する得点(以下「価格評価点」という。)の算出方法は次のとおりとする。

価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点 × (1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額/予定価格)

(価格評価点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。)

- (2) 技術等に対する得点(以下「技術評価点」という。)については、入札説明書(別表) 芦屋町公共下水道(汚水) 包括管理業務委託落札者決定基準に基づき、評価するものとする。

- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値(評価値)をもって行う。

- (4) 評価値(200点満点)＝価格評価点(100点満点)＋技術評価点(100点満点)とする。

10 落札の決定

- (1) 入札価格が予定価格内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。

この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)

11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、設計書等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。